

次期弘前市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 概要

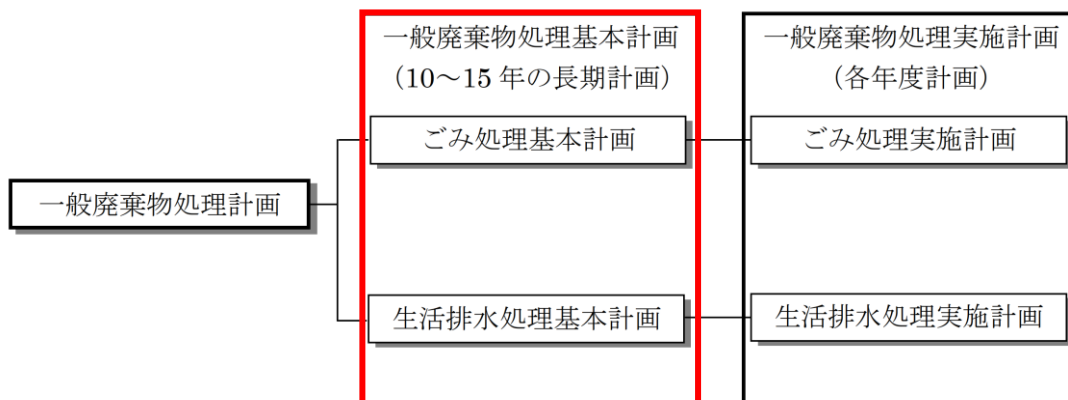
- ・現在の弘前市一般廃棄物処理基本計画の期間が令和 8 年 3 月 31 日までであることから、令和 7 年度において次期計画を策定する必要がある。
- ・基本計画の策定にあたっては、国が「ごみ処理基本計画策定指針」、「生活排水処理基本計画策定指針」を示している。
- ・以下、両指針に基づき策定のポイントを示す。

2 一般廃棄物処理基本計画について

(1) 法的根拠

市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

(2) 構成



ア 一般廃棄物処理基本計画

- ・この計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするもの。
- ・策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討する必要がある。
- ・実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要がある。

イ 一般廃棄物処理実施計画

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するもの。

- ・一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすること。

- ・市町村はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならない。

(3) 一般廃棄物処理基本計画策定の時期

- ・一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。

(4) 市町村の一般廃棄物処理事業の 3 R 化のための支援ツール

- ・市町村は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すこと等を目的として国が策定した 3 つのガイドライン（①一般廃棄物会計基準、②一般廃棄物処理有料化の手引き、③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針）に定められている事項を参考にして、自らの一般廃棄物処理システムの改善を図っていくことが必要。

(5) 一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直し

- ・特に、一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、策定の趣旨、目的、目標について、住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。
- ・また、策定された一般廃棄物処理計画は、市町村の広報への掲載や広報活動関係団体への情報提供等により、廃棄物に関係を有する廃棄物処理業者業者、市民等に広く周知されなければならない。

(6) 他の計画等との関係

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。

3 策定にあたり実施していくこと

- ・計画策定にあたっては、専門的な知見を有する事業者への委託により支援を受ける予定。
- ・並行して、当審議会で審議をいただくため、市から当審議会に対し、諮問させていただきたい。

- ・素案をまとめ、パブリックコメントを実施し、その後、最終調整を経て市へ最終案を答申することとしたい。
- ・現状分析や市民・事業者の意識を知るため、アンケートを実施予定。

4 今後のスケジュール（案）

時期	計画	審議会	（審議会委員）
R 7年4月 ～5月	市から諮問 プロポーザル公募・ 審査・契約 策定業務委託開始	第1回審議会開催 ・ 諮問受理 ・ 実績報告 ・ 計画策定関係 ・ アンケート案	
6月	市民アンケート実施		
7月			次期公募委員募集
8月		第2回審議会開催 ・ アンケート結果 ・ 課題抽出と対策	（並行して各団体等 へ委員推薦の依頼）
10月		第3回審議会開催 ・ 目標と施策	次期公募委員決定
11月	素案作成		（任期満了）
12月		第4回審議会開催 ・ 計画策定状況 ・ 素案審議	次期委員へ委嘱状 交付
R 8年1月	市政推進会議付議		
2月	パブリックコメント 実施		
3月	市が答申受理 市政推進会議付議 市の計画として決定	第5回審議会開催 ・ 最終調整 市へ最終案を答申	